

新旧対照表

改正後	改正前
○システム利用規程	○システム利用規程
〔平成20年10月1日〕	〔平成20年10月1日〕
〔業務関連規程第1号〕	〔業務関連規程第1号〕
改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号	改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号
改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号	改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号
改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号	改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号
改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号	改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号
改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号	改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号
改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号	改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号
改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号	改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号
改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号	改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号
改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号	改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号
改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号	改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号
改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号	改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号
改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号	改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号
改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号	改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号
改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号	改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号
改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号	改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号
改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号	改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号
改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号	改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号
改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号	改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号
改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号	改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号
改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号	改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号
改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号	改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号
改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号	改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号
改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号	改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号
改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号	改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号
改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号	改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号
改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号	改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号
改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号	改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号
改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号	改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号
改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号	改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号
改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号	改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号
改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号	改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号
改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号	改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号
改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号	改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号
改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号	改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号
改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号	改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号
改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号	改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号
改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号	改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号
改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号	改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号
改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号	改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号
改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号	改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号
改正 令和2年11月30日業務関連規程第7号	改正 令和2年11月30日業務関連規程第7号
改正 令和2年12月15日業務関連規程第8号	改正 令和2年12月15日業務関連規程第8号

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="margin: 0;">改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号</p> <p style="margin: 0;"><u>改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(港湾調査への同意)</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">第14条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げるシステム利用契約者となりうる者が、第12条第1項の規定に基づくシステム利用契約の申込みを行った場合には、当該申込みを行った者は、港湾調査規則（昭和26年3月10日運輸省令第13号）第9条第2項の規定に基づき<u>法第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項のうち、以下の事項を港湾管理者に提供（国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介した港湾管理者への提供を含む。）し、</u>港湾調査に使用することに同意したものとする。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(1) 港湾統計用輸入貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(2) 港湾統計用輸出貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(3) 港湾統計用仮陸揚貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">また、第15条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあつて、会社が届出を受けた以降も同様とする。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>2 前項に掲げる申込みを行った者は、法第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により港湾管理者に申請等を行った事項のうち、以下の事項を、国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介して港湾管理者に提供し、港湾調査に使用することに同意したものとする。</u></p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>(1) 港湾統計用入出港届データ</u></p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>(2) 港湾統計用係留施設等使用許可申請データ</u></p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。</u></p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>また、第15条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあつて、会社が届出を受けた以降も同様とする。</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p>	<p style="margin: 0;">改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号</p> <p style="margin: 0;"><u>【追加】</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(港湾調査への同意)</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">第14条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げるシステム利用契約者となりうる者が、第12条第1項の規定に基づくシステム利用契約の申込みを行った場合には、当該申込みを行った者は、港湾調査規則（昭和26年3月10日運輸省令第13号）第9条第2項の規定に基づき<u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u>の規定により税関長に申告等を行った事項のうち、以下の事項を港湾調査に使用することに同意したものとする。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(1) 港湾統計用輸入貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(2) 港湾統計用輸出貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(3) 港湾統計用仮陸揚貨物データ</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">また、第15条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあつて、会社が届出を受けた以降も同様とする。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;"><u>【追加】</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>附 則（令和5年1月18日業務関連規程第〇号）</u> <u>この規程は、令和5年1月25日から施行する。</u></p>	<p><u>【追加】</u></p>